

令和4年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託  
プロポーザル実施要領

座間市 障がい福祉課

## 内容

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 1. 趣旨                | - 1 - |
| 2. 業務の概要             | - 1 - |
| (1) 件名               | - 1 - |
| (2) 目的               | - 1 - |
| (3) 契約期間             | - 1 - |
| (4) 業務内容             | - 1 - |
| 3. 予算予定額             | - 1 - |
| 4. 参加資格要件            | - 1 - |
| 5. 参加表明手続            | - 2 - |
| (1) 提出書類             | - 2 - |
| (2) 提出先              | - 2 - |
| (3) 提出方法             | - 2 - |
| (4) 提出期間             | - 2 - |
| (5) 参加資格要件の確認結果      | - 2 - |
| 6. 提案書の提出            | - 3 - |
| (1) 提出書類             | - 3 - |
| (2) 提案書の記載事項         | - 3 - |
| (3) 提案書作成上の注意事項      | - 3 - |
| (4) 提出先              | - 3 - |
| (5) 提出方法             | - 3 - |
| (6) 提出期間             | - 3 - |
| 7. 質問と回答             | - 3 - |
| (1) 質問受付期間           | - 3 - |
| (2) 質問提出先メールアドレス     | - 3 - |
| 8. プレゼンテーション審査       | - 4 - |
| 9. 評価及び結果通知          | - 4 - |
| (1) 応募資格の審査及び提出書類の確認 | - 4 - |
| (2) 選定               | - 4 - |
| (3) 評価基準             | - 4 - |
| (4) 結果通知             | - 4 - |
| 10. 参加資格の喪失等         | - 4 - |
| 11. その他              | - 5 - |
| 12. スケジュール           | - 5 - |
| 13. 問合せ先             | - 5 - |
| 別紙1 提案書の記載事項         |       |
| 別紙2 評価基準             |       |

## 1 趣旨

この実施要領は、令和4年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業を委託するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものです。

## 2 業務の概要

### (1) 件名

令和4年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託

### (2) 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置し、障害種別に関わらず、児・者一貫した相談支援や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりを推進することにより、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図ることを目的とする。

### (3) 契約期間

契約日（令和4年4月1日を予定）から令和9年3月31日

ただし、当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行いません。なお、この場合において市はいかなる責めも負わないものとします。

### (4) 業務内容

「令和4年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託仕様書」のとおりとします。

## 3 予算予定額

110,800,000円（消費税含む。）（5年度分）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、提案はこの提案上限額を超えないものとします。また、この金額は予算額の確保を約束するものではありません。

## 4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 5 参加表明手続

参加表明手続をする際は、次のとおり書類を提出することとします。

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 志望理由書（第3号様式）
- エ 法人概要（パンフレット等概要がわかるもの。任意書式）
- オ 参加要件(1)を満たすことが確認できるもの（登録決定通知など）

### (2) 提出先

座間市福祉部障がい福祉課障がい者支援係  
〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

### (3) 提出方法

持参又は送付してください。送付する場合は、配達記録が残る方法で提出してください。

### (4) 提出期間

令和3年6月25日（金）午後5時15分まで（必着）  
（持参の場合は、市役所の閉庁日を除く。）

### (5) 参加資格要件の確認結果

令和3年7月2日（金）までに、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書を発送します。

## 6 提案書の提出

参加資格確認結果通知書により、参加資格を有すると認められた受託候補者は、次のとおり提案書を提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（第4号様式） 1部

イ 提案書概要（第5号様式） 原本1部 副本6部

ウ 提案書 原本1部 副本6部（任意書式。ページ数・縦横不問。内容は下記のとおり。）

(2) 提案書の記載事項

提案書の記載事項は別紙1のとおりとする。

(3) 提案書作成上の注意事項

ア 仕様書に基づいて作成すること。

イ 業務実施に当たり、仕様書に関わらず、より効率的で合理的な実施方法に関する提案がある場合等は、提案書に盛り込むこと。

ウ 提案書は、1者1提案とする。

エ 提案書の文字サイズは、10.5ポイント以上を原則とする。

(4) 提出先

座間市福祉部障がい福祉課障がい者支援係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

(5) 提出方法

持参又は送付してください。送付する場合は、配達記録が残る方法で提出してください。

(6) 提出期間

令和3年7月12日（月）午後5時15分（必着）

（持参の場合は、市役所の閉庁時間を除く。）

## 7 質問と回答

公募型プロポーザルや、提案書の作成についての質問は、電子メールにより受け付けます。なお、回答については、市ホームページにて随時掲載します。

(1) 質問受付期間

令和3年6月25日（金）午後5時15分まで

(2) 質問提出先メールアドレス

syofuku@city.zama.kanagawa.jp

## 8 プレゼンテーション審査

提案書の内容を評価するにあたり、受託候補者の方にはプレゼンテーションを行っていただきます。日時は令和3年7月下旬を予定しています。時間場所等の詳細についてはプロポーザル方式参加資格確認結果通知書に記載いたしますので、確認してください。

## 9 評価及び結果通知

### (1) 応募資格の審査及び提出書類の確認

応募資格の審査及び提出書類の確認については、座間市福祉部障がい福祉課が行います。

### (2) 選定

選定については、座間市障がい児・者基幹相談支援センター委託事業者選定委員会が評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションを総合的に審査して採点し、最高得点者を委託事業者とします。採点については、6名の選定委員がそれぞれ300点満点で採点し、その合計点を得点とします。最高得点取得者が同点で複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定します。なお、最高得点者の得点が満点（1800点）の6割未満（1080点未満）であった場合、委託事業者の選定は行いません。

### (3) 評価基準

評価基準は、別紙2に示すとおりです。

### (4) 結果通知

結果通知は、文書にて送付いたします。また、委託事業者については市ホームページにおいても公表します。

## 10 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できません。また、既に提案書が提出されていた場合は無効とします。

- (1) 「4. 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 11 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。
- (3) 提出された書類の変更、追加、差し替えは認めません。
- (4) 提出された書類について、市又は座間市障がい児・者基幹相談支援センター委託事業者選定委員会が追加の資料を要求する場合があります。
- (5) 提出された書類について、市又は座間市障がい児・者基幹相談支援センター委託事業者選定委員会が説明を求める場合があります。
- (6) 市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成16年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがあります。
- (7) 市は、提出された書類について提出者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しません。
- (8) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書(任意書式)を提出してください。

## 12 スケジュール

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 募集告知開始         | 令和3年6月17日(木)          |
| 参加表明手続締切       | 令和3年6月25日(金)午後5時15分まで |
| 質問締切           | 令和3年6月25日(金)午後5時15分まで |
| 参加資格確認結果通知発送期限 | 令和3年7月2日(金)           |
| 提案書提出締切        | 令和3年7月12日(月)午後5時15分まで |
| プレゼンテーション      | 令和3年7月下旬を予定           |
| 評価結果通知発送       | 令和3年8月下旬を予定           |
| 契約事務           | 令和4年4月を予定             |

## 13 問合せ先

座間市福祉部障がい福祉課障がい者支援係

電話 046-252-7132(直通)

FAX 046-252-7043

E-mail syoufuku@city.zama.kanagawa.jp

## 別紙1 提案書の記載事項

提案書の記載事項については、以下の内容を必ず含めた書類を提出してください。記載の順序についても、可能な限り以下の順序で記載してください。なお、記載事項以上に提案する内容がある場合は、追記していただいて構いません。

### (1)法人概要

- ア. 法人の理念・経営方針・社訓など
- イ. 沿革
- ウ. 法人全体の従業員数（非常勤含む）
- エ. 法人の経営する事業所数、各事業所の事業内容及び規模、利用者数、職員などがわかるもの
- オ. 相談支援業務の実績（相談支援業務の経験年数、これまでの相談件数・相談人数など）
- カ. 財務諸表（過去5年分）

### (2)事業計画書

#### ① 基本体制

- ア. 基幹相談支援センターの理念・方針など
- イ. 運営体制（営業日、営業時間、事故発生の際の連絡体制など）
- ウ. 人員体制（組織体制図、人員配置、職員の職歴・保有資格など）
- エ. 備品登録簿

#### ② 詳細内容

- ア. 市内相談支援事業所への専門的指導の内容
- イ. 市内相談支援事業所職員への研修内容（回数、研修内容、フィードバックの方法など）
- ウ. 自立支援協議会の運営内容（回数、運営方針、運営内容など）
- エ. 広報・啓発方法（基幹相談支援センターの役割、地域移行・地域定着、虐待防止・権利擁護などに関する広報・啓発方法について）
- オ. 地域関係機関との連携体制の構築（具体的な方法を明示すること）
- カ. 座間市との協力体制の構築（具体的な方法を明示すること）
- キ. 個人情報保護（具体的な方法を明示すること）
- ク. 公正・中立性の確保（具体的な方法を明示すること）
- ケ. 歳入歳出予定表（事業開始から3年以上）
- コ. 委託料とその詳細のわかるもの（単年度ごとに3年分）

#### ③ 独自の提案内容（基幹相談支援センター運営するにあたり、基幹相談支援センターをより良く運営していくための独自の提案がある場合には記載すること）

#### ④ その他（法人のパンフレット等がある場合は添付して下さい）